

大府市みどりの食料システム戦略推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が策定したみどりの食料システム戦略で目指す、カーボンニュートラル等の環境負荷低減に向けて、都市近郊型農業を活かした環境と安全に配慮した農業の推進に係る経費負担の軽減及び有機農業の推進を図るため、農業者が行う環境保全型資材等の購入及び有機農産物の加工品等開発に係る経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市みどりの食料システム戦略推進事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

市内で営農をする個人又は法人であること。

大府市税を滞納していないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、出荷・販売を目的として、補助対象者が市内で行う次に掲げる事業で、その補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)補助率及び補助要件は、別表のとおりとする。

農薬使用量低減資材利用事業

緑肥利用事業

生分解性マルチフィルム利用事業

有機農産物加工品開発事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

同一の経費について、本補助金の交付申請年度に国、県その他の団体から補助金その他これに類する給付を受け、又は受ける予定のあるもの

その他市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

(交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、大府市みどりの食料システム戦略推進事業補助金交付申請書(第1号様式又は第2号様式)に、見積書等の補助対象経費を確認できる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請は、事業ごとに1経営体年度1回の申請とする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める

ときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知する。

4 市長は、前項の規定による決定をする場合において、必要に応じ、当該決定に条件を付することができる。

(変更交付の申請等)

第5条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更するときは、大府市みどりの食料システム戦略推進事業補助金変更交付申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更を承認し、前項の規定による変更申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 第4条第3項又は前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、大府市みどりの食料システム戦略推進事業補助金実績報告書(第4号様式又は第5号様式)に領収書等の補助対象経費の支払を証する資料及び事業の実施を証する写真等を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者からの請求により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

この要綱又は交付を決定する場合に付した条件に違反したとき。

偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(化学肥料の使用量低減の取組)

第9条 第3条第1項第2号又は同項第3号に規定する事業に係る申請者は、化学肥料の使用量の低減に向けた取組として、化学肥料低減計画書(別紙1)を作成し、第4条に定める申請書に添えて提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率	補助要件
農薬使用量低減資材利用事業	市内農地に有機JAS規格で使用が認められている農薬（有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）別表2に掲げる農薬）又は農薬の使用量の低減に資する資材を利用する事業	<p>有機JAS規格で使用が認められている農薬の購入費用</p> <p>農薬の使用量の低減に資する資材であって次に掲げる資材の購入費用</p> <p>ア 物理的防除資材</p> <p>イ 生物的防除資材</p> <p>ウ 性フェロモン製剤</p> <p>エ フェロモントラップ</p> <p>オ 花粉交配用昆虫資材（ナス科及びウリ科の作物に限る。）</p> <p>カ その他市長が適当と認める資材</p>	3分の1以内	<p>出荷・販売する野菜を生産するために使用すること。</p> <p>周辺に悪影響を与えないように実施すること。</p> <p>農薬の使用状況を帳簿に記載すること。</p> <p>農薬の保管・管理並びに使用後の空容器及び残農薬の処分は適正に行うこと。</p> <p>使用量、使用方法等は各農薬の使用方法に従うこと。</p> <p>他人に譲渡又は転売を行わないこと。</p>
緑肥利用事業	市内農地に緑肥作物を利用する事業	緑肥作物種子の購入費用	3分の1以内	<p>化学肥料の使用量3割以上低減の取組を行うこと。</p> <p>他人に譲渡又は転売を行わないこと。</p>
生分解性マルチフィルム利用事業	市内農地に生分解性マルチフィルムを設	生分解性マルチフィルムの購入費用	3分の1以内	<p>当該年度内</p>

	置する事業			<p>に散布、播種及び設置をすること。</p> <p>緑肥作物は、適正な時期に農地に還元（すきこみ）を行うこと。</p>
有機農産物加工品開発事業	市内で有機栽培により生産した農産物を使用した加工品の開発を支援する事業	開発に必要な備品又は消耗品の購入費用	4分の3以内	<p>地域特産品として製品化をすること。</p> <p>他人に譲渡又は転売を行わないこと。</p>